

熊野灘沿岸海岸保全基本計画

【第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項－三重県】

変更

平成28年3月変更

(平成21年3月一部変更)

(平成15年7月)

三重県

目 次

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	1
3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項	1
3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項	1
3-3 海岸保全の整備概要及び受益の地域とその状況.....	2

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

「第1編 海岸の保全に関する基本的な事項」では、熊野灘沿岸を対象に、沿岸保全に関する基本理念、基本方針、施策について海岸管理者・関係機関・市町村・地域住民が協働・連携して行う総合的な視点から定めた。

「第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（三重県）」では、海岸管理者が行う海岸整備について、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と施設の種類や施設による受益地域などを定める。なお、第1編で設定した防護・環境・利用に関する事項は、施設整備の際に十分に配慮されることが前提となる。

3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

① 安全な海岸の整備

現在、防護が必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮による災害への懸念や、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。このため、今後とも防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。

② 自然豊かな海岸の整備

施設の整備に当たっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮する。

③ 親しまれる海岸の整備

海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、現時点で高潮、侵食及び地震・津波等に対する防護の必要性がある地域を有する地区海岸とする。

3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する必要がある。

このため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

(2) 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域とする。

3-3 海岸保全の整備概要及び受益の地域とその状況

「海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域」として選定した個別海岸及び「海岸保全施設の存する区域」における海岸保全施設の種類、規模及び配置を一覧表に示す。

なお、ここに示した内容については、整備及び維持修繕の概略であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえて詳細に検討を行い、整備内容や計画諸元等を決定していくものとする。

また、海岸保全施設の整備によって高潮や地震・津波による災害から防護される地域及びその状況について示す。

「海岸保全施設の整備概要一覧表」への記載事項

記載事項	記載内容
市町名	対象海岸の位置する市町
管理者（所管）	対象海岸の管理者
ゾーン種別	対象海岸のゾーン種別
整備の方向性	対象海岸の整備の方向性
施設の種類	対象海岸における既存及び整備を行う海岸保全施設の主な種類 ※施設の種類は以下の分類で主たる施設のみを記載 ・堤防、護岸、胸壁 ・離岸堤、人工リーフ ・突堤 ・砂浜 ・樋門、樋管、水門、陸閘
新設・改良	新設又は改良する施設
規模（現況）	対象海岸における現況の海岸保全施設の延長・天端高
受益の地域及びその状況	背後地（防護区域内）の主な土地利用等
維持又は修繕の方法	巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の考え方

「整備計画図」への記載事項

記載内容
海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
整備計画の概要（工種）
既存の海岸保全施設の存する区域
受益地域

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	二見海岸 松下地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り、キャンプ場等の海岸利用との調整	堤防	○	401 m	5.0- 5.0	伊勢市の一部	農地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
2	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	松下漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・津波に対する安全性を向上する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。	堤防	○	60 m	2.4- 2.4	伊勢市の一部	住宅地	年1回程度の定期点検及び日常巡視、また台風や地震時の災害発生後の臨時点検を行い、必要な箇所への補修を行う。
3	伊勢市	三重県 (農村振興局)	二見海岸 二見地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		120 m	—	伊勢市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
4	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 堅神地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	487 m	1.0- 2.6	鳥羽市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
5	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 小浜地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		574 m	2.5- 2.5	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
6	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 小浜地区 小浜東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	274 m	3.3- 3.7	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		67 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
7	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	小浜漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	胸壁	◎	—	—	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
8	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 小浜地区 小浜西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	735 m	3.3- 3.3	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
9	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 小浜地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・花火大会、船着場の海岸利用との調整	護岸	○	686 m	3.3- 3.7	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	8 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
10	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 主水山地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・船着場等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	護岸	○	743 m	1.5- 6.2	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 岩崎地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会、船着場の海岸利用との調整 ・利用向上の促進を図るため、背後地整備事業との調整 	護岸	○	1,293 m	2.2- 6.3	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	9 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
12	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 中之郷地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・定期船乗場と海岸利用との調整 	胸壁	○	943 m	2.0- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	16 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
13	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 赤崎地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整 	胸壁	○	344 m	3.3- 3.3	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
14	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 安楽島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,148 m	3.5- 3.5	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
15	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 安楽島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・海水浴、船着場等の海岸利用との調整 	護岸	○	1,116 m	1.3- 2.7	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
16	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 安楽島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴の利用との調整 	護岸	○	468 m	3.1- 4.3	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		318 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
17	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	安楽島漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 	護岸	○	798 m	3.1- 3.7	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	19 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
18	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 今浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 	堤防	○	844 m	2.5- 2.5	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
19	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 今浦地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	護岸	○	1,780 m	1.4- 3.5	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
20	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 大湊地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。 	堤防	○	4,190 m	2.5- 2.5	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
21	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 本浦南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 	護岸	○	1,408 m	2.0- 2.5	鳥羽市の一部	住宅地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
22	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	本浦漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 	護岸	○	489 m	3.0- 3.5	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	15 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
23	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 本浦北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・定期船乗場と海岸利用との調整 	護岸	○	567 m	1.3- 2.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
24	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 大吉南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	166 m	2.7- 2.7	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
25	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 大吉地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		442 m	4.0- 4.0	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
26	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 浦村地区 大吉北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	堤防	○	205 m	2.5- 2.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
27	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 石鏡地区 石鏡西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	616 m	6.3- 6.8	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ		130 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
28	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 石鏡地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		189 m	4.0- 4.0	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
29	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	石鏡漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	胸壁	◎	—	—	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
30	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 石鏡地区 石鏡東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	護岸	○	169 m	6.0- 6.7	鳥羽市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
31	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 国崎地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		168 m	6.8- 6.8	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
32	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 国崎地区 国崎北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮	護岸	○	404 m	7.7- 9.9	鳥羽市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		66 m				年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		50 m				年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
33	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	国崎漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	404 m	6.8- 7.8	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	◎	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤		47 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
34	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 国崎地区 国崎南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	279 m	6.3- 7.8	鳥羽市の一部	原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		105 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
35	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 相差地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	2,154 m	4.8- 4.8	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
36	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 相差地区 相差北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・海水浴の利用との調整	護岸	○	1,338 m	6.5- 7.4	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		274 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		109 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
37	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	相差漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	堤防	○	354 m	6.3- 6.3	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
38	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 相差地区 相差南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・花火大会等の利用との調整 	護岸	○	84 m	6.0- 6.7	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎					年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
39	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 大篠瀬地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		91 m	6.8- 6.8	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
40	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 答志地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		4,304 m	4.0- 4.0	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
41	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 牛島牛島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する 	護岸	○	110 m	1.8- 5.0	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
42	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	桃取漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 	護岸	○	1,667 m	2.3- 4.1	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						突堤		160 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						砂浜		5,804 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	14 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
43	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 答志鳥答志地区 桃取東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の海岸利用との調整 	護岸	○	1,558 m	6.0- 6.0	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	◎	80 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	7 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
44	鳥羽市	三重県 (水産庁)	舟越漁港海岸 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 	堤防	○	220 m	4.3- 4.3	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域		ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名	地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
45	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	答志漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 	護岸	○	612 m	5.4- 5.4	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						胸壁	◎	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						突堤		120 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						離岸堤		87 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
						砂浜		7,379 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。	
46	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 答志島答志地区 答志東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の海岸利用との調整 	護岸	○	385 m	1.8- 6.0	鳥羽市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						離岸堤		221 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						突堤		65 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。	
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。	

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
47	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	和具(答志)漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	899 m	2.5- 3.8	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	◎	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						突堤	○	164 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤		197 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						砂浜		15,694 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	5 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
48	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 答志鳥答志地区 答志西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整	護岸	○	176 m	6.2- 6.2	鳥羽市の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		160 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		40 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
49	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 神島神島地区 神島西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整	護岸	○	687 m	2.1- 2.1	鳥羽市の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
50	鳥羽市	三重県 (水産庁)	神島漁港海岸 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	223 m	5.5- 6.5	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
51	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 神島神島地区 神島東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮	護岸	○	469 m	6.5- 6.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
52	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 神島神島地区 神島南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	124 m	8.5- 8.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		80 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
53	鳥羽市	三重県 (港湾局)	鳥羽港海岸 坂手地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・花火大会・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	876 m	1.7- 7.0	鳥羽市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
54	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 坂手島坂手地区 坂手北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・定期船乗場と海岸利用との調整	護岸	○	135 m	3.5- 3.5	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
55	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 坂手島坂手地区 坂手東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	830 m	3.5- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		120 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
56	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	坂手漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	350 m	2.8- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	9 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
57	鳥羽市	三重県 (農村振興局)	鳥羽海岸 菅島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・砂浜と施設の保全を行う。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・既存の動植物、養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,364 m	4.0- 4.0	鳥羽市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
58	鳥羽市	鳥羽市 (水産庁)	菅島漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸		43 m	4.3- 4.3	鳥羽市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	◎	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜		7,384 m ²	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
59	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島菅島地区 白浜地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の海岸利用との調整	護岸	○	41 m	1.8- 1.8	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ		107 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
60	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島菅島地区 オンマ浜地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	-		—	—	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。(天然護岸)
61	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島菅島地区 網ノ浜地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	45 m	1.8- 1.8	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		55 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
62	鳥羽市	三重県 (水管理・国土保全局)	鳥羽海岸 菅島地区 海老穴浜地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	-		—	—	鳥羽市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。(天然護岸)
63	鳥羽市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 相差畔蛸地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴、船乗地の海岸利用との調整	堤防	○	1,115 m	3.3- 4.3	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		354 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		137 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
64	鳥羽市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 千賀地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り堀・船着場の海岸利用との調整	堤防	○	318 m	1.5- 5.0	鳥羽市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		100 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
65	鳥羽市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 堅子地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り筏等の海岸利用との調整	護岸	○	476 m	3.3- 3.3	鳥羽市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		60 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
66	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 的矢地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		2,050 m	2.5- 2.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
67	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 的矢地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全	護岸	○	1,774 m	0.9- 5.4	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		13 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	65 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
68	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 渡鹿野地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・海水浴・花火大会の海岸利用との調整	護岸	○	1,787 m	1.2- 3.8	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		432 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	33 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
69	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 渡鹿野地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,971 m	2.5- 2.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
70	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 穴川地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	5,480 m	2.5- 2.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
71	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 飯浜地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	2,117 m	2.0- 2.8	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	19 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
72	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 穴川坂崎地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・鯛釣り堀・オートキャンプの海岸利用との調整	護岸	○	3,156 m	1.4- 3.3	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	45 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
73	志摩市	三重県 (農村振興局)	磯部海岸 三ヶ所地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	3,624 m	2.5- 2.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
74	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 三ヶ所地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・藻場に配慮する ・釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	1,919 m	1.3- 2.8	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	66 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
75	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 国府地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		2,840 m	2.5- 2.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
76	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 国府地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・観光乗船場、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	1,119 m	1.5- 6.2	志摩市の一部	樹林・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		17 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
77	志摩市	三重県 (港湾局)	的矢港海岸 阿瀬地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	397 m	2.8- 3.8	志摩市の一部	樹林・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
78	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 安乗地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		41 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認め られた箇所への補修を行う。
79	志摩市	三重県 (水産庁)	安乗漁港海岸 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	164 m	3.3- 7.0	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと 認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	◎	—	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと 認められた箇所への補修を行う。
80	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 安乗地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	2,265 m	5.5- 8.0	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						離岸堤		20 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						突堤		210 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
81	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 田尻地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		51 m	—	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認め られた箇所への補修を行う。
82	志摩市	志摩市 (水産庁)	国府漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	36 m	4.3- 6.6	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
83	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 国府地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	3,913 m	1.5- 6.2	志摩市の一部	住宅地・農地・保 安林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						離岸堤		930 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸閘	○	10 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
84	志摩市	志摩市 (水産庁)	甲賀漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・津波に対する安全性を向上する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。	護岸	○	220 m	5.4- 6.5	志摩市の一部	原野	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
85	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 志島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整 	護岸	○	1,221 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	住宅地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		408 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	6 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
86	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸 畔名地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・利用向上の促進を図るため、背後地公園事業との調整 	堤防	○	590 m	6.5- 6.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	223 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
87	志摩市	志摩市 (水産庁)	名田漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 	護岸	○	116 m	3.8- 6.5	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						消波堤	○	100 m	1.9- 7.8			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸間	○	1 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、消防団や自治会と協同して定期点検を行う。
88	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸 名田地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・キャンプ等の利用との調整 	堤防	○	172 m	7.7- 7.7	志摩市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
89	志摩市	三重県 (水産庁)	波切漁港海岸 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	314 m	1.2- 8.8	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						護岸	◎	150 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
90	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸 船越地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	1,728 m	7.5- 8.7	志摩市の一部	住宅地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	235 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		175 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	12 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
91	志摩市	三重県 (水産庁)	深谷漁港海岸 深谷地区 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・砂浜の保全を行う。	—	—	—	志摩市の一部	原野	—	
92	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 片田地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮	護岸	○	2,485 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		417 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		185 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
93	志摩市	志摩市 (水産庁)	片田漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	310 m	6.2- 8.4	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
94	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 布施田地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・松林の保全	堤防	○	2,405 m	6.8- 7.3	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	715 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	◎	182 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂留堤	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
95	志摩市	三重県 (水産庁)	和具漁港海岸 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	499 m	3.9- 9.0	志摩市の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
96	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 和具地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	302 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
97	志摩市	志摩市 (水産庁)	越賀漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	164 m	4.8- 5.1	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	246 m	2.8- 2.8			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
98	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 越賀地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴、釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	1,471 m	4.8- 7.9	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		170 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		375 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
99	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 越賀地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,341 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
100	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 御座地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		630 m	7.5- 7.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認め られた箇所への補修を行う。
101	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 小島小島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する	護岸	○	17 m	7.6- 7.6	志摩市の一部	原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
102	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 大島大島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する	護岸	○	96 m	7.6- 7.6	志摩市の一部	原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
103	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 御座地区 御座西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	551 m	6.5- 6.6	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						離岸堤	◎	228 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
104	志摩市	志摩市 (水産庁)	御座漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・無堤区間の整備方法の検討。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	91 m	1.8- 1.8	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
						離岸堤	○	80 m	1.9- 1.9			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
105	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 御座地区 御座東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	208 m	6.0- 6.4	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
106	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 越賀浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	1,349 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						突堤		12 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
107	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 和具浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・定期船乗場との海岸利用との調整	護岸	○	1,620 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		5 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	22 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
108	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 布施田浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,120 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		7 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	29 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
109	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 片田地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,102 m	—	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
110	志摩市	三重県 (水産庁)	深谷漁港海岸 片田地区 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全性を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	胸壁	○	360 m	3.6- 3.6	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
111	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 半女地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		2,686 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
112	志摩市	三重県 (水産庁)	深谷漁港海岸 船越地区 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	360 m	3.6- 3.6	志摩市の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
113	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 間崎島地区 間崎島南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	315 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
114	志摩市	志摩市 (水産庁)	間崎漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	497 m	2.3- 3.5	志摩市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						砂留堤	○	181 m	-2.7			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	4 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、消防団や自治会と協同して定期点検を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
115	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	志摩海岸 間崎島地区 間崎島北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	562 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	22 基	年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。			
116	志摩市	三重県 (農村振興局)	志摩海岸 間崎地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		861 m	4.0- 4.0	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
117	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 立神地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		2,402 m	2.5- 2.5	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
118	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 次郎六郎地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		576 m	—	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
119	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 蛇谷地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		403 m	—	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
120	志摩市	三重県 (農村振興局)	大王海岸 登茂山地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		647 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
121	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	大王海岸 波切浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	766 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
122	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 立神地区 立神南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	3,185 m	3.0- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
123	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 立神地区 立神北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	730 m	3.0- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
124	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 神明地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		957 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
125	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 神明浦地区 神明東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	2,109 m	2.3- 3.0	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
126	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 賢島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		329 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
127	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	賢島港海岸 賢島港地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・定期船・遊覧船乗地の海岸利用との調整	護岸	○	2,092 m	1.1- 3.8	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		16 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
128	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 神明浦地区 神明中地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	463 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
129	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 神明浦地区 神明西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	373 m	2.8- 2.8	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
130	志摩市	志摩市 (水産庁)	神明漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	269 m	2.2- 3.2	志摩市の一部	農地 住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						水門	○	2 基	—			施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、消防団や自治会と協同して定期点検を行う。
131	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 鵜方地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		589 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
132	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	阿児海岸 鵜方浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	2,419 m	2.4- 3.9	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	11 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
133	志摩市	三重県 (農村振興局)	浜島海岸 大崎地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,415 m	—	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
134	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 迫子地区 迫子東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	738 m	1.8- 3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
135	志摩市	三重県 (農村振興局)	阿児海岸 迫子地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,668 m	4.0- 4.0	志摩市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
136	志摩市	三重県 (港湾局)	浜島港海岸 迫子地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全	堤防	○	568 m	1.8- 3.5	志摩市の一部	原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
137	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 迫子地区 迫子中地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	658 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・農地・住宅 地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸間	○	15 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロー ルによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
138	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 迫子地区 迫子西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	521 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸間	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロー ルによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
139	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 塩屋地区 塩屋北地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	1,403 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸間	○	10 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロー ルによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
140	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 塩屋地区 塩屋中地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	322 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
141	志摩市	三重県 (農村振興局)	浜島海岸 菅田地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,832 m	3.0- 3.0	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
142	志摩市	三重県 (港湾局)	浜島港海岸 塩屋地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	堤防	○	577 m	3.5- 3.5	志摩市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
143	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 塩屋地区 塩屋南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	455 m	3.4- 3.5	志摩市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸間	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロー ルによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
144	志摩市	三重県 (港湾局)	浜島港海岸 浜島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・花火大会、釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	6,048 m	0.9- 8.2	志摩市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		826 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		402 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	107 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
145	志摩市	三重県 (農村振興局)	浜島海岸 目戸地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		411 m	4.0- 4.0	志摩市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
146	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 浜島地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・サーフィン等の海岸利用との調整	護岸	○	642 m	9.0- 9.0	志摩市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
147	志摩市	三重県 (水管理・国土保全局)	浜島海岸 南張地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴・サーフィンの海岸利用との調整	護岸	○	1,853 m	4.5- 9.0	志摩市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		130 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		88 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
148	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 田曾浦地区 田曾浦東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	446 m	6.0- 6.0	南伊勢町の一部	樹林・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
149	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 田曾浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		199 m	7.0- 7.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
150	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 田曾浦地区 田曾浦西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	266 m	6.0- 7.2	南伊勢町の一部	住宅地・農地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
151	南伊勢町	三重県 (水産庁)	宿田曾漁港海岸 (県営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	800 m	6.3- 8.4	南伊勢町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
152	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 宿浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	1,357 m	2.2- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
153	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 宿浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,883 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
154	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 木谷地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・牡蠣の養殖等に配慮する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	3,377 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
155	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 木谷地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	420 m	3.0- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	17 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
156	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 下津浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,385 m	1.5- 1.5	南伊勢町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門		4 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
157	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 下津浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、船着場等の海岸利用との調整	護岸	○	1,112 m	1.3- 3.0	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	17 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
158	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 神津佐地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,632 m	0.8- 3.6	南伊勢町の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	16 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
159	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 神津佐地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		742 m	2.5- 2.5	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
160	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 泉地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,697 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
161	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 飯満地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		1,346 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
162	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 飯満地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会、潮干狩り等の海岸利用との調整	護岸	○	1,404 m	1.0- 5.8	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	20 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
163	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 五ヶ所浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・各種イベント等の海岸利用との調整	護岸	○	3,084 m	1.1- 3.8	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	34 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
164	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 五ヶ所浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		712 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
165	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸中津浜浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・養殖活動等に配慮する。	堤防	○	1,352 m	3.0- 3.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
166	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 中津浜地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	護岸	○	594 m	7.8- 7.8	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		136 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
167	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 船越地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		3,252 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
168	南伊勢町	三重県 (港湾局)	五ヶ所港海岸 船越地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,185 m	7.5- 8.7	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	32 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
169	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 内瀬地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・潮干狩等の海岸利用との調整	護岸	○	1,137 m	1.8- 4.0	南伊勢町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						水門	◎	—	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
170	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 内瀬地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	1,864 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
171	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 迫間浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		3,333 m	1.5- 1.5	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
172	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	迫間浦漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・干潟・既存の動植物・海苔及び魚の養殖等に配慮する。	護岸	○	2,816 m	1.4- 4.6	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		35 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
						水門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
173	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 迫間浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・船着き場の海岸利用との調整	護岸	○	991 m	2.0- 4.0	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
174	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 相賀浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		3,254 m	1.5- 1.5	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
175	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南勢海岸 礫浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	—	堤防		426 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
176	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	磯浦漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・魚の養殖等に配慮する。	護岸	○	1,583 m	1.3- 3.2	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						胸壁	○	182 m	3.2- 3.2			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		28 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
177	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 磯浦地区	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	419 m	2.5- 2.5	南伊勢町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		160 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		150 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
178	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 相賀浦地区 相賀浦東地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	968 m	6.4- 6.5	南伊勢町の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	420 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
179	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	相賀浦漁港海岸 (市町営)	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・魚の養殖等に配慮する。	護岸	○	964 m	1.0- 3.8	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤		50 m	1.8			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
						陸閘		20 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
180	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 相賀浦地区 相賀浦南地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・利用向上の促進を図るため、背後地整備事業との調整	護岸	○	196 m	3.3- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
181	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南勢海岸 相賀浦地区 相賀浦西地先	①複雑に入組んだ リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	411 m	3.3- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
182	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 道行竈地区	②リアス式海岸	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	733 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
183	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 阿曾浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		795 m	6.4- 6.4	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
184	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 大方竈地区	②リアス式海岸	—	堤防		534 m	2.5- 2.5	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
185	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 大方浦地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	160 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
186	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 阿曾浦地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	198 m	3.5- 3.5	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
187	南伊勢町	三重県 (水産庁)	阿曾浦漁港海岸 (県営)	②リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	919 m	1.6- 6.1	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	101 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						突堤	○	43 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
188	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 道行地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	419 m	3.5- 3.5	南伊勢町の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
189	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 大江地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	368 m	1.6- 2.0	南伊勢町の一部	住宅地・農地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
190	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 大江地区	②リアス式海岸	—	堤防		236 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
191	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 道方地区	②リアス式海岸	—	堤防		405 m	1.5- 1.5	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
192	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 道方地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	561 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
193	南伊勢町	三重県 (水産庁)	阿曾浦漁港海岸 土穴地区 (県営)	②リアス式海岸	—	—	—	—	—	南伊勢町の一部	—	—
194	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 榎柄地区 榎柄東地先	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	413 m	6.5- 6.6	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		167 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
195	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 榎柄浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		26 m	2.5- 2.5	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
196	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	榎柄漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・砂浜の保全を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・砂浜・干潟・既存の動植物等に配慮する。	堤防	○	279 m	6.3- 6.3	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
197	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 榎柄地区 榎柄西地先	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	30 m	9.2- 9.2	南伊勢町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
198	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 贄浦地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	堤防	○	638 m	7.5- 7.5	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		330 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
199	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 贄浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		1,146 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
200	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	贄浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・干潟・既存の動植物等に配慮する。	堤防	○	252 m	1.3- 1.8	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
201	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 奈屋浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		1,536 m	4.4- 4.4	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
202	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 道行カサラギ地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	196 m	3.5- 3.5	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		50 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
203	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	奈屋浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物等に配慮する。	堤防	○	1,214 m	1.8- 5.1	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
204	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 東宮地区	②リアス式海岸	—	堤防		593 m	2.6- 2.6	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
205	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 河内地区	②リアス式海岸	—	堤防		935 m	3.0- 3.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
206	南伊勢町	三重県 (港湾局)	吉津港海岸 河内地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・潮干狩等の海岸利用との調整	護岸	○	876 m	0.9- 5.2	南伊勢町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
207	南伊勢町	三重県 (港湾局)	吉津港海岸 村山地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整	護岸	○	315 m	1.3- 4.2	南伊勢町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
208	南伊勢町	三重県 (港湾局)	吉津港海岸 神前浦地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・花火大会、潮干狩り等の海岸利用との調整	胸壁	○	864 m	1.3- 5.3	南伊勢町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	8 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
209	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 神前浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		649 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
210	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 方座浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		224 m	2.0- 2.0	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
211	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	方座浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・砂浜の保全を行う。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・海苔及び魚の養殖等に配慮する。	堤防	○	1,499 m	2.1- 3.3	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		6 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。
212	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 小方地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整	護岸	○	205 m	4.0- 4.0	南伊勢町の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
213	南伊勢町	三重県 (農村振興局)	南島海岸 古和浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		0 m	—	南伊勢町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
214	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 栃木地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	162 m	4.2- 4.2	南伊勢町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
215	南伊勢町	南伊勢町 (水産庁)	古和浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・既存の動植物・魚の養殖等に配慮する。	堤防	○	448 m	3.3-4.5	南伊勢町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		8 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年2度、定期点検を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
216	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 古和浦地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	391 m	3.5- 4.6	南伊勢町の一部	住宅地・樹林・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	13 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
217	南伊勢町	三重県 (水管理・国土保全局)	南島海岸 棚橋地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・潮干狩等の海岸利用との調整	護岸	○	1,244 m	3.3- 4.0	南伊勢町の一部	住宅地・樹林・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		18 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	9 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
218	大紀町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀勢海岸 錦地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する	堤防	○	170 m	4.0- 4.0	大紀町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
219	大紀町	三重県 (水産庁)	錦漁港海岸 向井地区 (県営)	②リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	877 m	3.6- 6.4	大紀町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
220	大紀町	三重県 (水産庁)	錦漁港海岸 大明神地区 (県営)	②リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・前面海域における海面養殖に配慮する。	—	—	—	—	大紀町の一部	住宅地	—
221	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 野々瀬地区	②リアス式海岸	—	堤防		66 m	6.5- 6.5	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
222	紀北町	三重県 (港湾局)	長島港海岸 呼崎名倉地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	護岸	○	3,976 m	1.1- 9.1	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		300 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		278 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
223	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 丸山地区	②リアス式海岸	—	堤防		65 m	6.9- 6.9	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
224	紀北町	三重県 (港湾局)	長島港海岸 西長島地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	1,013 m	6.3- 8.1	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
225	紀北町	三重県 (港湾局)	長島港海岸 江の浦地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,739 m	1.3- 4.3	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
226	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 加田横城地区	②リアス式海岸	—	堤防		375 m	1.5- 1.5	紀北町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
227	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 横城大向地区	②リアス式海岸	—	堤防		542 m	1.5- 1.5	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
228	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 大向地区	②リアス式海岸	—	堤防		185 m	1.7- 1.7	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
229	紀北町	三重県 (港湾局)	長島港海岸 中ノ島地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,564 m	1.6- 6.6	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	30 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
230	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 諏訪地区	②リアス式海岸	—	堤防		635 m	—	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
231	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 黒浜地区	②リアス式海岸	—	堤防		103 m	5.6- 5.6	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
232	紀北町	紀北町 (水産庁)	海野漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	567 m	10.7- 10.7	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤		88 m	2.1			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
233	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 名古屋地区	②リアス式海岸	—	堤防		111 m	6.80	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
234	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 比叡地区	②リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	159 m	7.6- 7.6	紀北町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
235	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀伊長島海岸 海野地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	781 m	7.5- 7.5	紀北町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		26 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		35 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
236	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀伊長島海岸 道瀬地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	829 m	6.6- 6.6	紀北町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤		266 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		123 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
237	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 新田元谷地区	②リアス式海岸	—	堤防		42 m	5.7- 5.7	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
238	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 豊浦(田尻)地区	②リアス式海岸	—	堤防		42 m	7.1- 7.1	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
239	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 豊浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		226 m	7.7- 7.7	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
240	紀北町	三重県 (農村振興局)	長島海岸 ひじもと地区	②リアス式海岸	—	堤防		0 m	—	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
241	紀北町	紀北町 (水産庁)	三浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・砂浜の保全を行う	堤防	○	493 m	4.3- 6.1	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	◎	210 m	2.7			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
242	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 平高地区	②リアス式海岸	—	堤防		63 m	7.4- 7.4	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
243	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 白浦地区 白浦東地先	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴等の利用との調整	堤防	○	585 m	5.0- 8.2	紀北町の一部	農地・樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ		247 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		51 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
244	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 大須崎地区	②リアス式海岸	—	堤防		43 m	6.5- 6.5	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
245	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 須崎地区	②リアス式海岸	—	堤防		86 m	6.2- 6.2	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
246	紀北町	紀北町 (水産庁)	白浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	648 m	4.8- 4.8	紀北町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
247	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 白浦地区 白浦西地先	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	38 m	2.7- 2.7	紀北町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
248	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 島勝浦地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・キャンプ等の利用との調整 ・背後地公園事業との調整	護岸	○	557 m	7.2- 7.2	紀北町の一部	住宅地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
249	紀北町	紀北町 (水産庁)	島勝漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・施設の老朽化が進んでいることから修繕が必要である ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	572 m	4.3- 4.3	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
250	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 天満地区	②リアス式海岸	—	堤防		55 m	6.5- 6.5	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
251	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 和具(島勝)地区	②リアス式海岸	—	堤防		229 m	6.5- 6.5	紀北町の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		2 基	—	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
252	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 須賀利地区	②リアス式海岸	—	-		—	—	尾鷲市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。(天然護岸)
253	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	須賀利漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	胸壁	○	816 m	5.0- 5.0	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	15 基	5.0			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
254	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 原崎地区	②リアス式海岸	—	堤防		240 m	4.0- 4.0	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
255	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 古里地区	②リアス式海岸	—	堤防		126 m	4.8- 4.8	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
256	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 竹田地区	②リアス式海岸	—	堤防		179 m	—	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
257	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸 寺倉地区	②リアス式海岸	—	堤防		267 m	4.8- 4.8	紀北町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
258	紀北町	紀北町 (水産庁)	矢口漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	889 m	5.3- 5.3	紀北町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域		ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名	地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
259	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸	引本浦地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	1,153 m	3.7- 3.7	紀北町の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸閘	○	7 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
260	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	引本港海岸	引本地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	2,466 m	2.1- 4.9	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸閘	○	45 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
261	紀北町	三重県 (農村振興局)	海山海岸	小山浦地区	②リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	73 m	6.5- 6.5	紀北町の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
							樋門	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
262	紀北町	三重県 (水管理・国土保全局)	海山海岸 小山浦地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・釣りの利用との調整	堤防	○	480 m	9.4- 9.4	紀北町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	100 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		339 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
263	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 古里水池地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	522 m	2.4- 7.9	尾鷲市の一部	住宅地・農地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
264	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 港内地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整	胸壁	○	1,814 m	1.4- 4.6	尾鷲市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
265	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 国市地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	1,830 m	4.2- 6.1	尾鷲市の一部	市街地・企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
266	尾鷲市	三重県 (港湾局)	尾鷲港海岸 向井地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴、潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	569 m	3.1- 5.2	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
267	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 大曾根地区 大曾根西地先	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	323 m	4.8- 4.8	尾鷲市の一部	農地・原野	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
268	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	大曾根浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する	堤防	○	174 m	4.5- 5.5	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	6 基	4.5			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
269	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 大曾根地区 大曾根東地先	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	216 m	4.8- 5.4	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
270	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 行野浦地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	護岸	○	478 m	2.1- 2.1	尾鷲市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
271	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	行野浦漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する	堤防	○	96 m	5.3- 5.3	尾鷲町の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	1 基	5.3			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
272	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 九鬼地区	②リアス式海岸	—	堤防		340 m	6.5- 6.5	尾鷲町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
273	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 川向小口地区	②リアス式海岸	—	堤防		33 m	6.5- 6.5	尾鷲町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
274	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	九木漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・津波に対する安全性を向上する	—	—	—	—	尾鷲市の一部	—	—
275	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	早田漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・津波に対する安全性を向上する	—	—	—	—	尾鷲市の一部	—	—
276	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 大木名地区	②リアス式海岸	—	堤防		81 m	6.0- 6.0	尾鷲町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
277	尾鷲市	三重県 (農村振興局)	尾鷲海岸 戸丸エビレ地区	②リアス式海岸	—	堤防		128 m	5.3- 5.3	尾鷲町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
278	尾鷲市	三重県 (水産庁)	三木浦漁港海岸 (県営)	②リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	胸壁	○	947 m	3.8- 3.8	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘		29 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年1度、定期点検を行う。
279	尾鷲市	三重県 (港湾局)	三木里港海岸 小脇地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	86 m	2.8- 2.8	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
280	尾鷲市	三重県 (港湾局)	三木里港海岸 名柄地区	②リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・海水浴、潮干狩等の海岸利用との調整 	護岸	○	960 m	1.6- 9.6	尾鷲市の一部	農地・樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		376 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
281	尾鷲市	三重県 (港湾局)	三木里港海岸 三木里地区	②リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・海水浴、キャンプ等の海岸利用との調整 	堤防	○	912 m	3.3- 5.6	尾鷲市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	6 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
282	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 古江地区	②リアス式海岸	—	-		—	—	尾鷲市の一部	農地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。(天然護岸)
283	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	古江漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化の進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する 	胸壁	○	743 m	5.0- 5.0	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	10 基	5.0			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
284	尾鷲市	三重県 (港湾局)	賀田港海岸 賀田地区	②リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する 	護岸	○	975 m	0.8- 3.8	尾鷲市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	17 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
285	尾鷲市	三重県 (港湾局)	賀田港海岸 曾根地区	②リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する 	護岸	○	747 m	1.3- 3.8	尾鷲市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
286	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	曾根漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波に対する安全性を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化の進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・景観へ配慮する 	堤防	○	339 m	3.9- 5.0	尾鷲市の一部	住宅地	台風や地震時の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	1 基	—			施設及び施設を操作する為に必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年に1度の定期点検を行う。
287	尾鷲市	三重県 (水管理・国土保全局)	尾鷲海岸 曾根地区	②リアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する 	護岸	○	109 m	1.3- 3.8	尾鷲市の一部	樹林・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

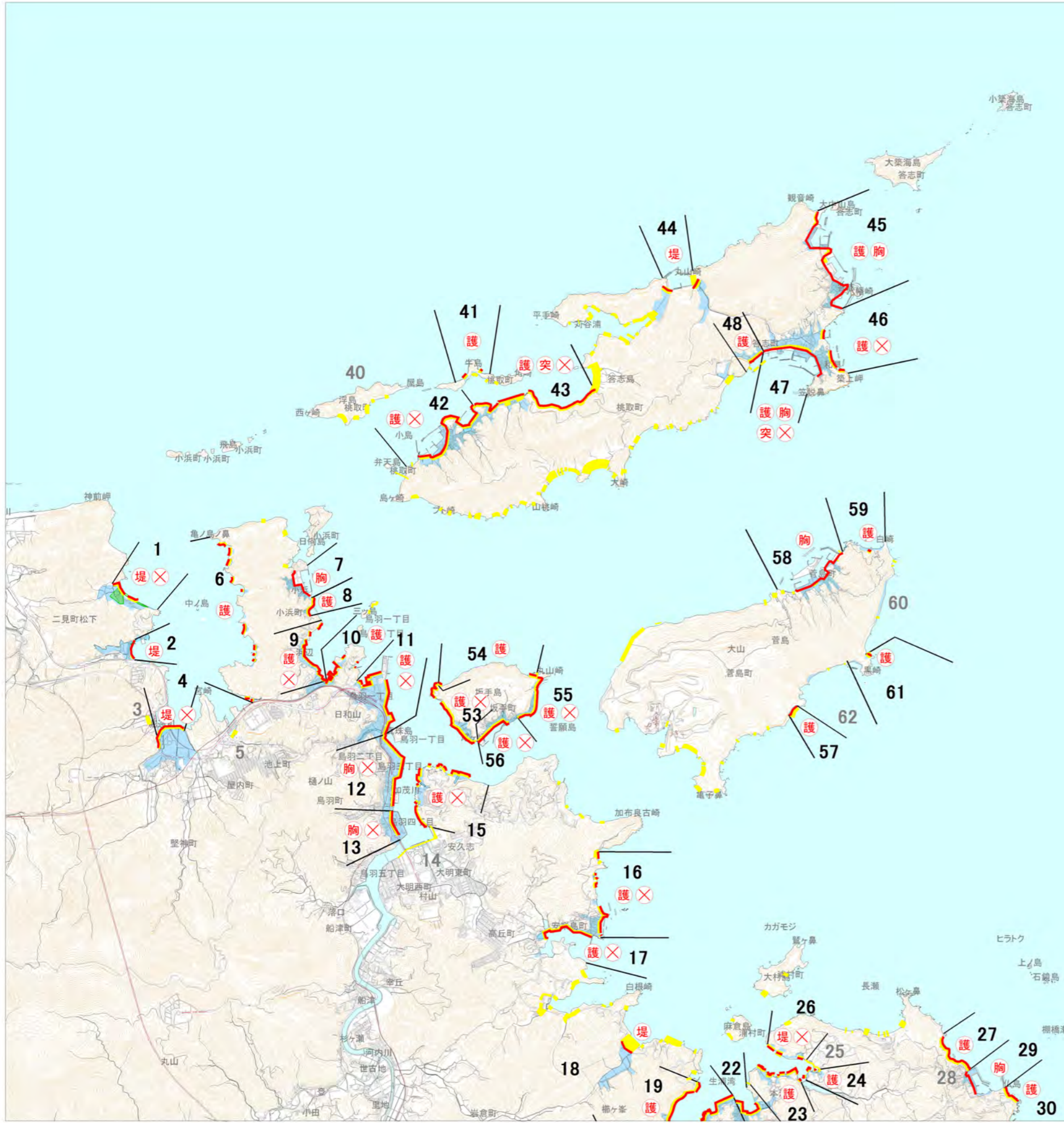
区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
288	尾鷲市	尾鷲市 (水産庁)	梶賀漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波に対する安全性を確保する ・津波に対する安全性を向上する	—	—	—	—	尾鷲市の一部	—	—
289	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 須野地区	②リアス式海岸	—	堤防		75 m	7.4- 7.4	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
290	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸 須野地区	②リアス式海岸	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ダイビング等の海岸利用との調整	堤防	○	131 m	8.5- 8.5	熊野市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロー ルによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
291	熊野市	熊野市 (水産庁)	甫母漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	357 m	6.8- 6.8	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認 められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	5 基	—			施設を良好な状態に保つよう、年1回程度の定 期点検を行う。
292	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 二木島地区	②リアス式海岸	—	堤防		70 m	9.3- 9.3	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
293	熊野市	三重県 (港湾局)	二木島港海岸 二木島地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	3,519 m	1.3- 7.2	熊野市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						突堤		53 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロー ルによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行 う。
						陸閘	○	31 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロー ルによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切 に維持・修繕を行う。
294	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 遊木地区	②リアス式海岸	—	堤防		248 m	8.3- 8.3	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
295	熊野市	熊野市 (水産庁)	遊木漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	423 m	2.0- 3.0	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認 められた箇所への補修を行う。
296	熊野市	熊野市 (水産庁)	新鹿漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	1,008 m	3.3- 7.8	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認 められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	8 基	—			施設を良好な状態に保つよう、年1回程度の定 期点検を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
297	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 波田須地区	②リアス式海岸	—	堤防		234 m	8.8- 8.8	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
298	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 矢賀地区	②リアス式海岸	—	堤防		186 m	9.3- 9.3	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
299	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸 波田須地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	391 m	8.0- 8.0	熊野市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
300	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 磯崎-1地区	②リアス式海岸	—	堤防		40 m	9.4- 9.4	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
301	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 井内浦地区	②リアス式海岸	—	堤防		668 m	8.9- 8.9	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
302	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 磯崎-6地区	②リアス式海岸	—	堤防		66 m	8.0- 8.0	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
303	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸 磯崎地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	72 m	8.5- 8.5	熊野市の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
304	熊野市	熊野市 (水産庁)	磯崎漁港海岸 (市町営)	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	101 m	5.1- 6.0	熊野市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
305	熊野市	三重県 (農村振興局)	熊野海岸 磯崎-7地区	②リアス式海岸	—	堤防		30 m	8.9- 8.9	熊野市の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
306	熊野市	三重県 (港湾局)	木本港海岸 大泊地区	②リアス式海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	786 m	2.4- 12.5	熊野市の一部	住宅地・樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
307	熊野市	三重県 (港湾局)	木本港海岸 木本地区	③長大な砂礫海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整	堤防	○	1,105 m	4.2- 15.1	熊野市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ		580 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	10 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
308	熊野市	三重県 (港湾局)	木本港海岸 松原地区	③長大な砂礫海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整	護岸	○	427 m	15.3- 15.3	熊野市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
309	熊野市	三重県 (水管理・国土保全局)	熊野海岸 有馬地区	③長大な砂礫海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・花火大会や漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	◎	5,507 m	13.0- 13.2	熊野市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	13 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
310	御浜町	三重県 (水管理・国土保全局)	御浜海岸 下市木地区	③長大な砂礫海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,952 m	11.0- 12.3	御浜町の一部	樹林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	7 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
311	御浜町	三重県 (水管理・国土保全局)	御浜海岸 阿田和地区	③長大な砂礫海岸	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	◎	2,139 m	11.0- 11.8	御浜町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	800 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸間	○	7 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
312	御浜町	三重県 (水管理・国土保全局)	御浜海岸 山地地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	-		-	-	御浜町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。(天然護岸)
						人工リーフ	◎	-	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	-	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
313	紀宝町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀宝海岸 井田地区 井田北地先	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	1,146 m	8.1- 10.4	紀宝町の一部	住宅地・国有林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ	◎	800 m	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	-	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
314	紀宝町	三重県 (水管理・国土保全局)	紀宝海岸 井田地区 井田南地先	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整 	堤防	○	1,496 m	8.1- 7.8	紀宝町の一部	住宅地・農地・国有林	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ		1,326 m	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	-	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
315	紀宝町	三重県 (港湾局)	鵜殿港海岸 平島地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整 	護岸	○	1,307 m	4.9- 7.6	紀宝町の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						人工リーフ		300 m	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤		41 m	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	-	-			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	4 基	-			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

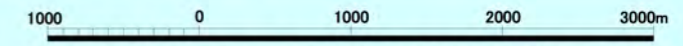
区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域		ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名	地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
316	紀宝町	三重県 (港湾局)	鵜殿港海岸	鵜殿地区	③長大な砂礫海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整 	胸壁	○	1,058 m	5.1- 7.6	紀宝町の一部	住宅地・企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
							陸閘	○	8 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。



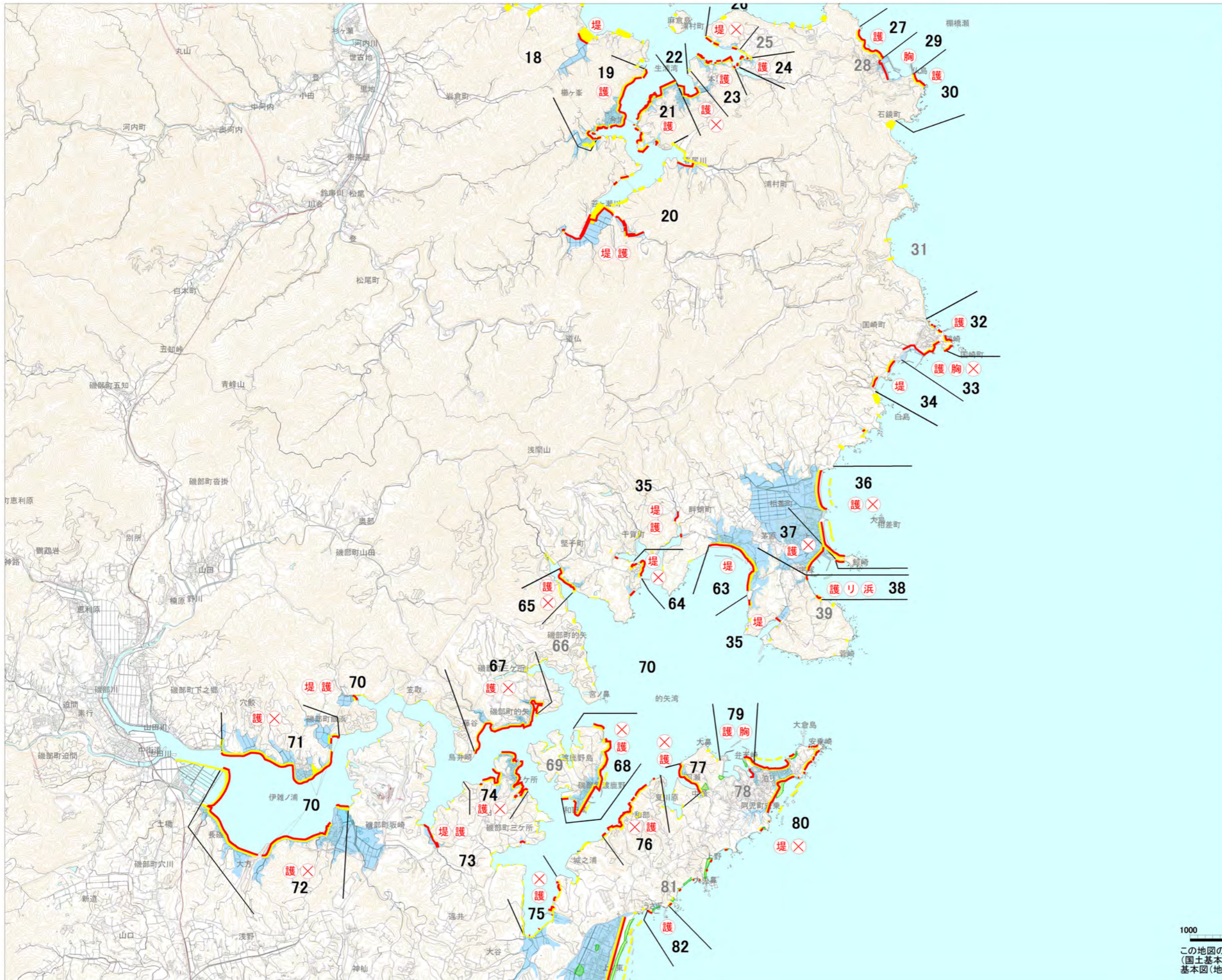
沖ノ瀬

行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
伊勢市	水国局	1	二見海岸	松下地区
伊勢市	水産庁	2	松下漁港海岸	(市町営)
伊勢市	農振局	3	二見海岸	二見地区
鳥羽市	水国局	4	鳥羽海岸	聖神地区
伊勢市	農振局	5	鳥羽海岸	小浜地区
鳥羽市	水国局	6	鳥羽海岸	小浜地区小浜東地先
鳥羽市	水産庁	7	小浜漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	8	鳥羽海岸	小浜地区小浜西地先
鳥羽市	港湾局	9	鳥羽港海岸	小浜地区
鳥羽市	港湾局	10	鳥羽港海岸	主水山地区
鳥羽市	港湾局	11	鳥羽港海岸	岩崎地区
鳥羽市	港湾局	12	鳥羽港海岸	中之郷地区
鳥羽市	港湾局	13	鳥羽港海岸	赤崎地区
伊勢市	農振局	14	鳥羽海岸	安楽島地区
鳥羽市	港湾局	15	鳥羽港海岸	安楽島地区
鳥羽市	水国局	16	鳥羽海岸	安楽島地区
鳥羽市	水産庁	17	安楽島漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	農振局	18	鳥羽海岸	今浦地区
鳥羽市	水国局	19	鳥羽海岸	浦村地区今浦地先
鳥羽市	農振局	20	鳥羽海岸	大湯地区
鳥羽市	水国局	21	鳥羽海岸	浦村地区本浦南地先
鳥羽市	水産庁	22	本浦漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	23	鳥羽海岸	浦村地区本浦北地先
鳥羽市	水国局	24	鳥羽海岸	浦村地区大吉南地先
鳥羽市	農振局	25	鳥羽海岸	大吉地区
鳥羽市	水国局	26	鳥羽海岸	浦村地区大吉北地先
鳥羽市	水国局	27	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡西地先
鳥羽市	農振局	28	鳥羽海岸	石鏡地区
鳥羽市	水産庁	29	石鏡漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	30	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡東地先
鳥羽市	農振局	31	鳥羽海岸	国崎地区
鳥羽市	水国局	32	鳥羽海岸	国崎地区国崎北地先
鳥羽市	水産庁	33	国崎漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	34	鳥羽海岸	国崎地区国崎南地先
鳥羽市	農振局	35	鳥羽海岸	相差地区
鳥羽市	水国局	36	鳥羽海岸	相差地区相差北地先
鳥羽市	水産庁	37	相差漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	38	鳥羽海岸	相差地区相差南地先
鳥羽市	農振局	39	鳥羽海岸	大碓瀬地区
鳥羽市	農振局	40	鳥羽海岸	答志地区
鳥羽市	水国局	41	鳥羽海岸	牛島牛島地区
鳥羽市	水産庁	42	桃取漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	43	鳥羽海岸	答志島答志地区桃取東地先
鳥羽市	水産庁	44	舟越漁港海岸	(県営)
鳥羽市	水産庁	45	答志漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	46	鳥羽海岸	答志島答志地区答志東地先
鳥羽市	水産庁	47	和具(答志)漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	48	鳥羽海岸	答志島答志地区答志西地先
鳥羽市	水国局	49	鳥羽海岸	神島神島地区神島西地先
鳥羽市	水産庁	50	神島漁港海岸	(県営)
鳥羽市	水国局	51	鳥羽海岸	神島神島地区神島東地先
鳥羽市	水国局	52	鳥羽海岸	神島神島地区神島南地先
鳥羽市	港湾局	53	鳥羽港海岸	坂手地区
鳥羽市	水国局	54	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手北地先
鳥羽市	水国局	55	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手東地先
鳥羽市	水産庁	56	坂手漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	農振局	57	鳥羽海岸	菅島地区
鳥羽市	水産庁	58	菅島漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水国局	59	鳥羽海岸	菅島菅島地区白浜地先
鳥羽市	水国局	60	鳥羽海岸	菅島菅島地区オンマ浜地先
鳥羽市	水国局	61	鳥羽海岸	菅島菅島地区瀬ノ浜地先
鳥羽市	水国局	62	鳥羽海岸	菅島菅島地区海老六浜地先

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海拔0m地帯 (T.P. +1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸閘・開門



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)



行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
鳥羽市	農振局	18	鳥羽海岸	今浦地区
鳥羽市	水産庁	19	鳥羽海岸	浦村地区今浦地先
鳥羽市	農振局	20	鳥羽海岸	大湯地区
鳥羽市	水産庁	21	鳥羽海岸	浦村地区本浦南地先
鳥羽市	水産庁	22	本浦漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	23	鳥羽海岸	浦村地区本浦北地先
鳥羽市	水産庁	24	鳥羽海岸	浦村地区大吉南地先
鳥羽市	農振局	25	鳥羽海岸	大吉地区
鳥羽市	水産庁	26	鳥羽海岸	浦村地区大吉北地先
鳥羽市	水産庁	27	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡西地先
鳥羽市	農振局	28	鳥羽海岸	石鏡地区
鳥羽市	水産庁	29	石鏡漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	30	鳥羽海岸	石鏡地区石鏡東地先
鳥羽市	農振局	31	鳥羽海岸	国崎地区
鳥羽市	水産庁	32	鳥羽海岸	国崎地区国崎北地先
鳥羽市	水産庁	33	国崎漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	34	鳥羽海岸	国崎地区国崎南地先
鳥羽市	農振局	35	鳥羽海岸	相差地区
鳥羽市	水産庁	36	鳥羽海岸	相差地区相差北地先
鳥羽市	水産庁	37	相差漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	38	鳥羽海岸	相差地区相差南地先
鳥羽市	農振局	39	鳥羽海岸	大薩瀬地区
鳥羽市	農振局	40	鳥羽海岸	答志地区
鳥羽市	水産庁	41	鳥羽海岸	牛島牛島地区
鳥羽市	水産庁	42	桃取漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	43	鳥羽海岸	答志島答志地区桃取東地先
鳥羽市	水産庁	44	舟越漁港海岸	(県営)
鳥羽市	水産庁	45	答志漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	46	鳥羽海岸	答志島答志地区答志東地先
鳥羽市	水産庁	47	相島(答志)漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	48	鳥羽海岸	答志島答志地区答志西地先
鳥羽市	水産庁	49	鳥羽海岸	神島神島地区神島西地先
鳥羽市	水産庁	50	神島漁港海岸	(県営)
鳥羽市	水産庁	51	鳥羽海岸	神島神島地区神島東地先
鳥羽市	水産庁	52	鳥羽海岸	神島神島地区神島南地先
鳥羽市	港湾局	53	鳥羽海岸	坂手地区
鳥羽市	水産庁	54	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手北地先
鳥羽市	水産庁	55	鳥羽海岸	坂手島坂手地区坂手東地先
鳥羽市	水産庁	56	坂手漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	農振局	57	鳥羽海岸	菅島地区
鳥羽市	水産庁	58	菅島漁港海岸	(市町営)
鳥羽市	水産庁	59	鳥羽海岸	菅島菅島地区白浜地先
鳥羽市	水産庁	60	鳥羽海岸	菅島菅島地区オンマ浜地先
鳥羽市	水産庁	61	鳥羽海岸	菅島菅島地区網ノ浜地先
鳥羽市	水産庁	62	鳥羽海岸	菅島菅島地区海老穴浜地先
鳥羽市	港湾局	63	的矢海岸	相差郡轄地区
鳥羽市	港湾局	64	的矢海岸	千賀地区
鳥羽市	港湾局	65	的矢海岸	堅子地区
志摩市	農振局	66	磯部海岸	的矢地区
志摩市	港湾局	67	的矢海岸	的矢地区
志摩市	港湾局	68	的矢海岸	源野地区
志摩市	農振局	69	磯部海岸	源野地区
志摩市	農振局	70	磯部海岸	六川地区
志摩市	港湾局	71	的矢海岸	殿浜地区
志摩市	港湾局	72	的矢海岸	六川坂崎地区
志摩市	農振局	73	磯部海岸	三ヶ所地区
志摩市	港湾局	74	的矢海岸	三ヶ所地区
志摩市	農振局	75	阿児海岸	国府地区
志摩市	港湾局	76	的矢海岸	国府地区
志摩市	港湾局	77	的矢海岸	阿瀬地区
志摩市	農振局	78	阿児海岸	安樂地区
志摩市	水産庁	79	安樂漁港海岸	(県営)
志摩市	水産庁	80	阿児海岸	安樂地区
志摩市	農振局	81	阿児海岸	田尻地区
志摩市	水産庁	82	国府漁港海岸	(市町営)

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海拔0m地帯 (T.P. +1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸閘・開門

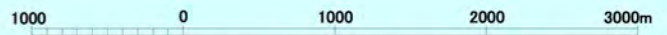
1000 0 1000 2000 3000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)

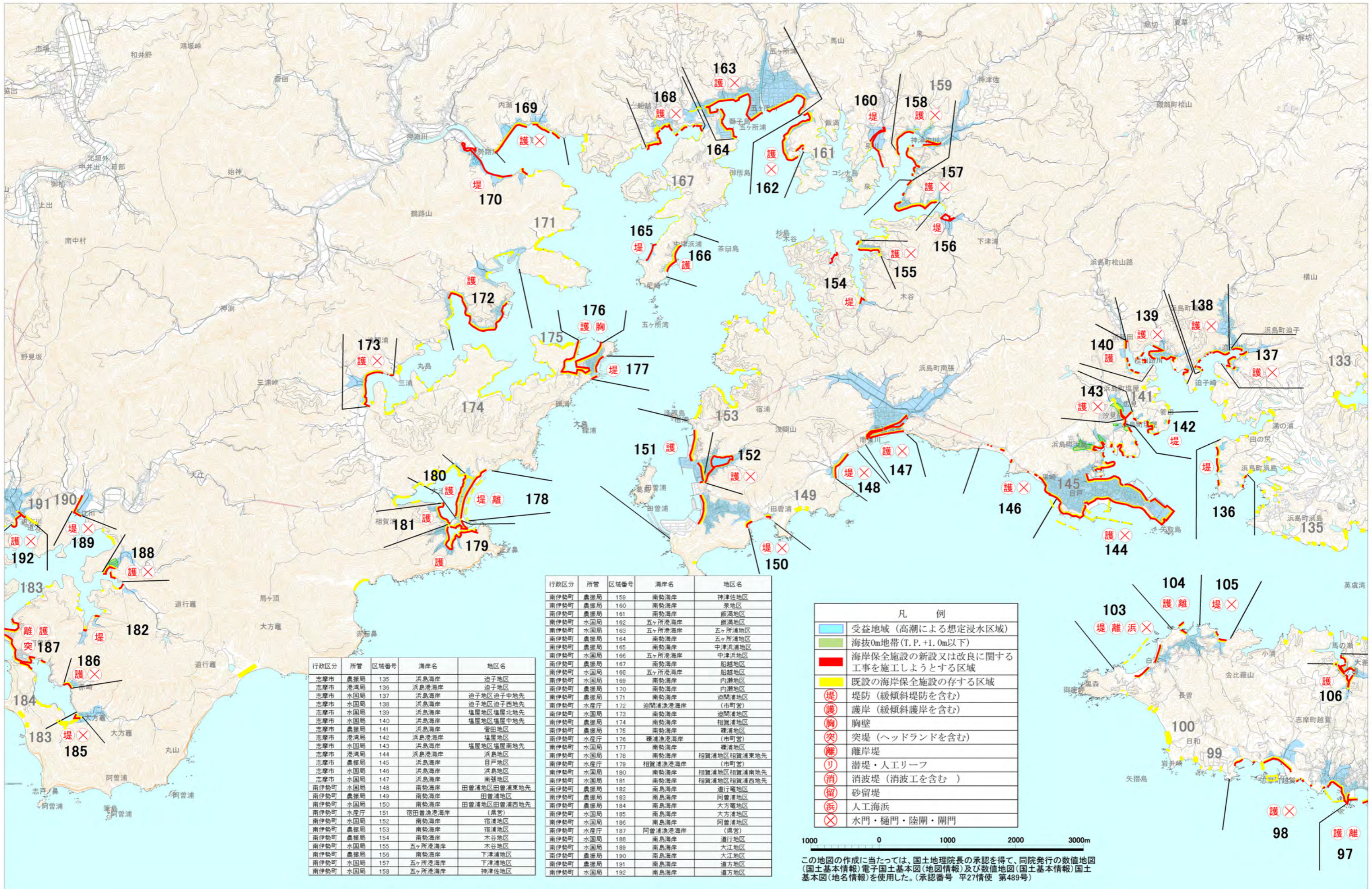


行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
志摩市	水国局	83	阿児海岸	国府地区
志摩市	水産庁	84	甲賀漁港海岸	(市町家)
志摩市	水国局	85	阿児海岸	志島地区
志摩市	水国局	86	大王海岸	群名地区
志摩市	水産庁	87	名田漁港海岸	(市町家)
志摩市	水国局	88	大王海岸	名田地区
志摩市	水産庁	89	渡切漁港海岸	(奥宮)
志摩市	水国局	90	大王海岸	船越地区
志摩市	水産庁	91	深谷漁港海岸	深谷地区(奥宮)
志摩市	水国局	92	志摩海岸	片田地区
志摩市	水産庁	93	片田漁港海岸	(市町家)
志摩市	水国局	94	志摩海岸	布施田地区
志摩市	水産庁	95	和泉漁港海岸	(奥宮)
志摩市	水国局	96	志摩海岸	和泉地区
志摩市	水産庁	97	越前漁港海岸	(市町家)
志摩市	水国局	98	志摩海岸	越前地区
志摩市	農振局	99	志摩海岸	越前地区
志摩市	農振局	100	志摩海岸	御座地区
志摩市	水国局	101	志摩海岸	小島小島地区
志摩市	水国局	102	志摩海岸	大島大島地区
志摩市	水国局	103	志摩海岸	御座地区御座西地先
志摩市	水産庁	104	御座漁港海岸	(市町家)
志摩市	水国局	105	志摩海岸	御座地区御座東地先
志摩市	水国局	106	志摩海岸	越前地区
志摩市	水国局	107	志摩海岸	和泉地区
志摩市	水国局	108	志摩海岸	布施田地区
志摩市	農振局	109	志摩海岸	片田地区
志摩市	水産庁	110	深谷漁港海岸	片田地区(奥宮)
志摩市	農振局	111	大王海岸	半女地区
志摩市	水産庁	112	深谷漁港海岸	船越地区(奥宮)
志摩市	水国局	113	志摩海岸	間崎島地区間崎島南地先
志摩市	水産庁	114	間崎漁港海岸	(市町家)
志摩市	水国局	115	志摩海岸	間崎島地区間崎島北地先
志摩市	農振局	116	志摩海岸	間崎島地区
志摩市	農振局	117	阿児海岸	立神地区
志摩市	農振局	118	大王海岸	次郎六郎地区
志摩市	農振局	119	大王海岸	乾谷地区
志摩市	農振局	120	大王海岸	倉茂山地区
志摩市	水国局	121	大王海岸	渡切地区
志摩市	水国局	122	阿児海岸	立神地区立神南地先
志摩市	水国局	123	阿児海岸	立神地区立神北地先
志摩市	農振局	124	阿児海岸	神明地区
志摩市	水国局	125	阿児海岸	神明地区神明東地先
志摩市	農振局	126	阿児海岸	賢島地区
志摩市	港清局	127	賢島港海岸	賢島地区
志摩市	水国局	128	阿児海岸	神明地区神明中地先
志摩市	水国局	129	阿児海岸	神明地区神明西地先
志摩市	水産庁	130	神明漁港海岸	(市町家)
志摩市	農振局	131	阿児海岸	鶴方地区
志摩市	水国局	132	浜島海岸	大崎地区
志摩市	水国局	133	浜島海岸	追子地区追子東地先
志摩市	農振局	134	浜島海岸	追子地区
志摩市	港清局	135	浜島港海岸	追子地区
志摩市	水国局	136	浜島海岸	追子地区追子中地先
志摩市	水国局	137	浜島海岸	追子地区追子西地先
志摩市	水国局	138	浜島海岸	塩屋地区塩屋北地先
志摩市	水国局	139	浜島海岸	塩屋地区塩屋中地先
志摩市	農振局	140	浜島海岸	菅田地区
志摩市	港清局	141	浜島港海岸	塩屋地区
志摩市	港清局	142	浜島港海岸	塩屋地区塩屋南地先
志摩市	港清局	143	浜島港海岸	浜島地区
志摩市	農振局	144	浜島海岸	目戸地区
志摩市	農振局	145	浜島海岸	目戸地区

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海拔0m地帯 (T.P.+1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸開・開門



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)



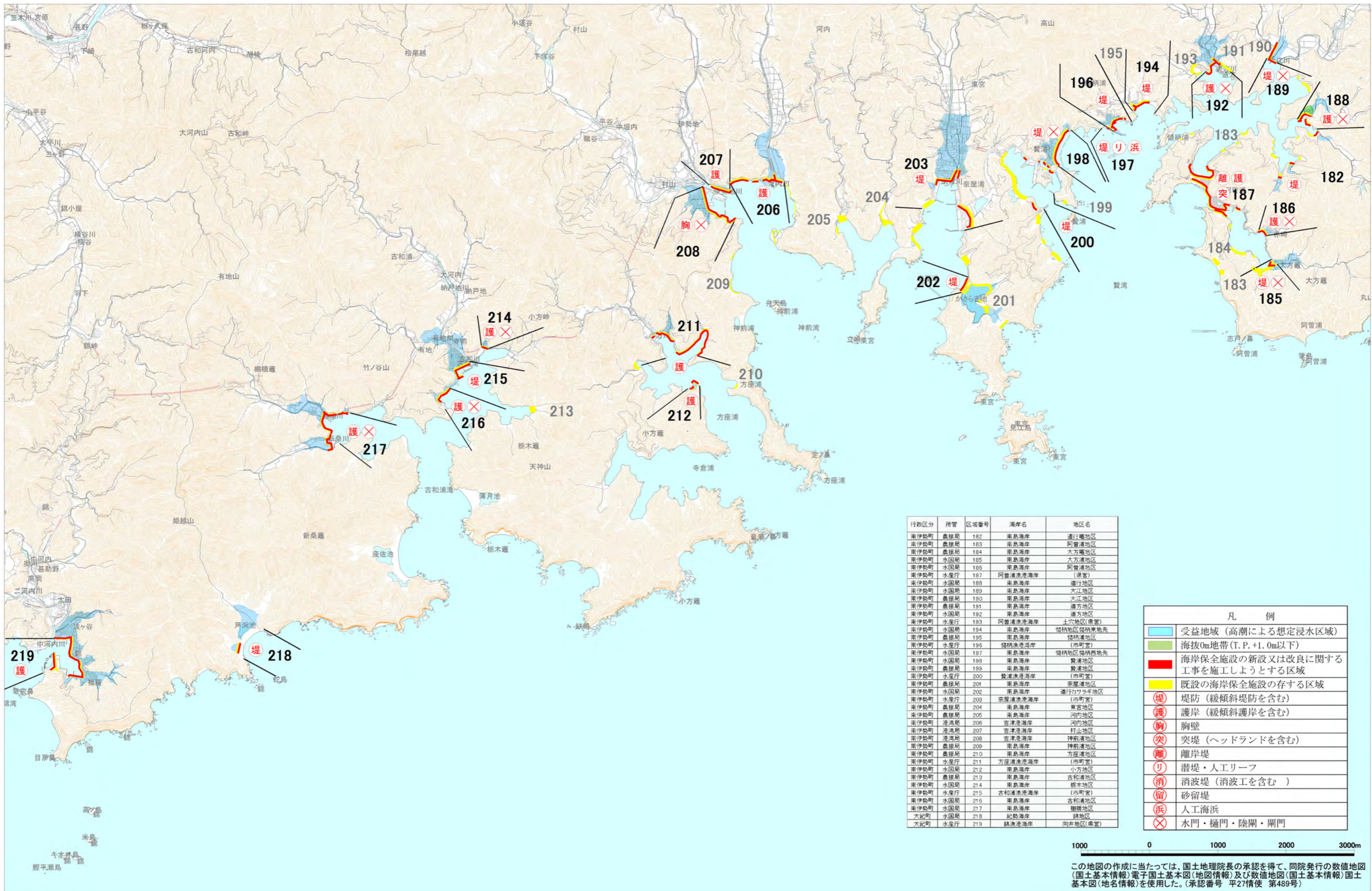
行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
志摩市	農振局	135	浜島海岸	迫子地区
志摩市	港湾局	136	浜島港海岸	迫子地区
志摩市	水国局	137	浜島海岸	迫子地区迫子西地先
志摩市	水国局	138	浜島海岸	迫子地区迫子北地先
志摩市	水国局	139	浜島海岸	塩屋地区塩屋北地先
志摩市	農振局	140	浜島海岸	塩屋地区塩屋中地先
志摩市	農振局	141	浜島海岸	塩屋地区
志摩市	港湾局	142	浜島港海岸	塩屋地区
志摩市	水国局	143	浜島海岸	塩屋地区塩屋南地先
志摩市	港湾局	144	浜島港海岸	浜島地区
志摩市	農振局	145	浜島海岸	目戸地区
志摩市	水国局	146	浜島海岸	浜島地区
志摩市	水国局	147	浜島海岸	南狭地区
南伊勢町	水国局	148	南勢海岸	田曾浦地区田曾浦東地先
南伊勢町	農振局	149	南勢海岸	田曾浦地区
南伊勢町	水国局	150	南勢海岸	田曾浦地区田曾浦西地先
南伊勢町	水産庁	151	宿田曾浦海岸	(県管)
南伊勢町	水国局	152	南勢海岸	宿地区
南伊勢町	農振局	153	南勢海岸	宿地区
南伊勢町	農振局	154	南勢海岸	木谷地区
南伊勢町	水国局	155	五ヶ所海岸	木谷地区
南伊勢町	農振局	156	南勢海岸	下津浦地区
南伊勢町	水国局	157	五ヶ所海岸	下津浦地区
南伊勢町	水国局	158	五ヶ所海岸	神津佐地区
南伊勢町	農振局	159	南勢海岸	神津佐地区
南伊勢町	農振局	160	南勢海岸	泉地区
南伊勢町	農振局	161	南勢海岸	熊渡地区
南伊勢町	水国局	162	五ヶ所海岸	熊渡地区
南伊勢町	水国局	163	五ヶ所海岸	五ヶ所地区
南伊勢町	農振局	164	南勢海岸	五ヶ所地区
南伊勢町	農振局	165	南勢海岸	中津浜浦地区
南伊勢町	水国局	166	五ヶ所海岸	中津浜浦地区
南伊勢町	農振局	167	南勢海岸	船越地区
南伊勢町	水国局	168	五ヶ所海岸	船越地区
南伊勢町	農振局	169	南勢海岸	船越地区
南伊勢町	農振局	170	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	171	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	172	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	173	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	174	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	175	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	176	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	177	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	178	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	179	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	180	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	181	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	182	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	183	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	184	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	185	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	186	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	187	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	188	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	189	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	190	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	191	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	192	南勢海岸	内瀬地区

行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
南伊勢町	農振局	159	南勢海岸	神津佐地区
南伊勢町	農振局	160	南勢海岸	泉地区
南伊勢町	農振局	161	南勢海岸	熊渡地区
南伊勢町	水国局	162	五ヶ所海岸	熊渡地区
南伊勢町	水国局	163	五ヶ所海岸	五ヶ所地区
南伊勢町	農振局	164	南勢海岸	五ヶ所地区
南伊勢町	農振局	165	南勢海岸	中津浜浦地区
南伊勢町	水国局	166	五ヶ所海岸	中津浜浦地区
南伊勢町	農振局	167	南勢海岸	船越地区
南伊勢町	水国局	168	五ヶ所海岸	船越地区
南伊勢町	水国局	169	南勢海岸	船越地区
南伊勢町	農振局	170	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	171	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	農振局	172	南勢海岸	内瀬地区
南伊勢町	水産庁	172	迫間浦漁港海岸	(市町管)
南伊勢町	水国局	173	南勢海岸	迫間浦地区
南伊勢町	農振局	174	南勢海岸	相賀浦地区
南伊勢町	水産庁	176	磯浦漁港海岸	(市町管)
南伊勢町	水国局	177	南勢海岸	磯浦地区
南伊勢町	水国局	178	南勢海岸	相賀浦地区相賀浦東地先
南伊勢町	水産庁	179	相賀浦漁港海岸	(市町管)
南伊勢町	水国局	180	南勢海岸	相賀浦地区相賀浦南地先
南伊勢町	農振局	181	南勢海岸	相賀浦地区相賀浦西地先
南伊勢町	農振局	182	南勢海岸	迫間浦地区
南伊勢町	農振局	183	南勢海岸	阿曾浦地区
南伊勢町	農振局	184	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	水国局	185	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	農振局	186	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	農振局	187	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	農振局	188	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	農振局	189	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	農振局	190	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	農振局	191	南勢海岸	大方地区
南伊勢町	農振局	192	南勢海岸	大方地区

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海抜0m地帯 (T.P.+1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸開・開門

1000 0 1000 2000 3000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)

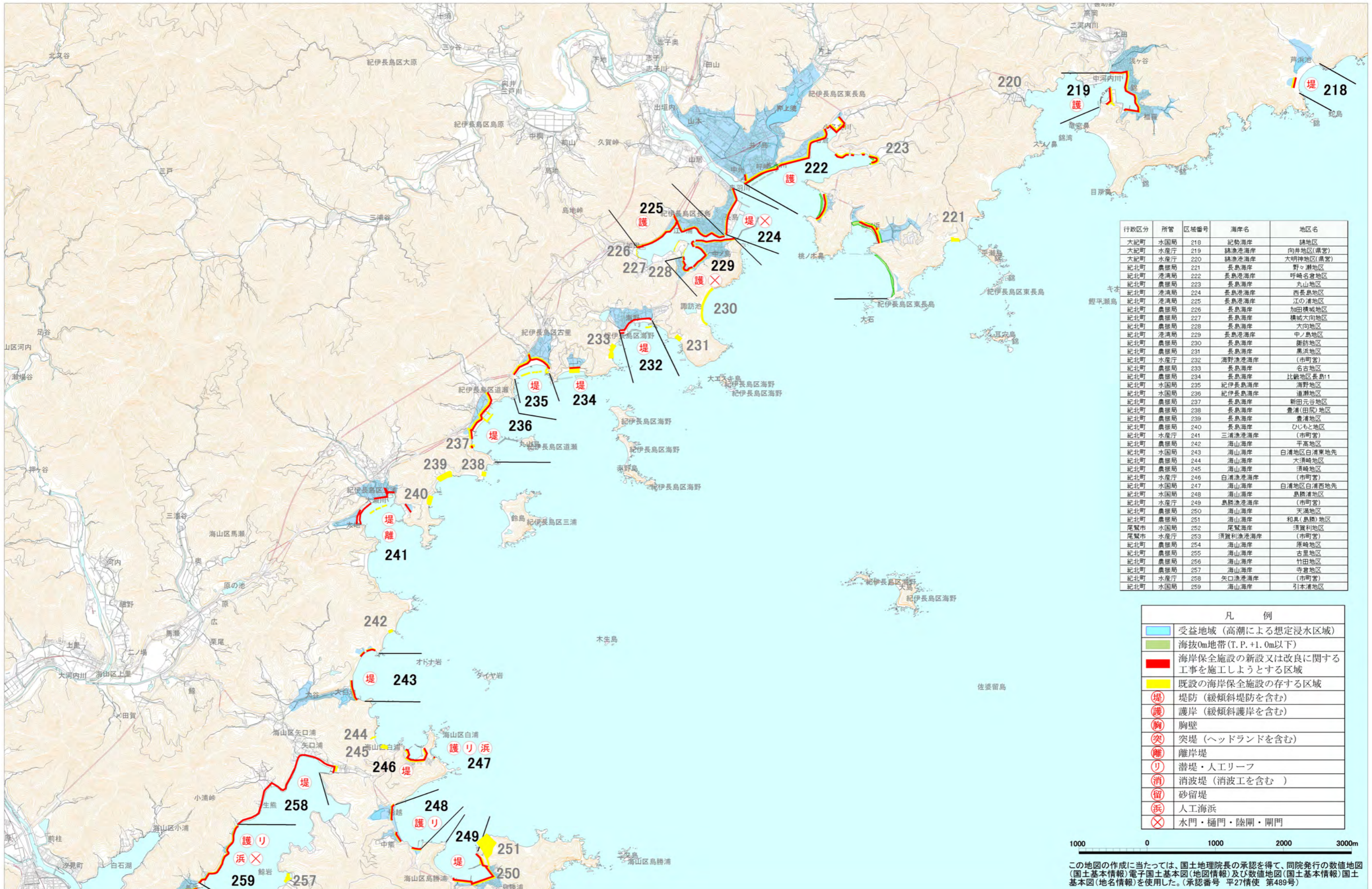


行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
南伊勢町	農林局	182	南島海岸	通行庵地区
南伊勢町	農林局	183	南島海岸	阿曾浦地区
南伊勢町	農林局	184	南島海岸	大方地区
南伊勢町	水国局	185	南島海岸	大方地区
南伊勢町	水国局	186	南島海岸	阿曾浦地区
南伊勢町	水産庁	187	阿曾浦漁港海岸	(県管)
南伊勢町	水国局	188	南島海岸	通行庵地区
南伊勢町	水国局	189	南島海岸	大江地区
南伊勢町	農林局	190	南島海岸	大江地区
南伊勢町	農林局	191	南島海岸	溝方地区
南伊勢町	水国局	192	南島海岸	溝方地区
南伊勢町	水産庁	193	阿曾浦漁港海岸	土穴地区(県管)
南伊勢町	水国局	194	南島海岸	曾根地区(曾根西地先)
南伊勢町	農林局	195	南島海岸	曾根地区
南伊勢町	水産庁	196	曾根漁港海岸	(市町管)
南伊勢町	水国局	197	南島海岸	曾根地区(曾根西地先)
南伊勢町	水国局	198	南島海岸	曾根地区
南伊勢町	農林局	199	南島海岸	曾根地区
南伊勢町	水産庁	200	曾根漁港海岸	(市町管)
南伊勢町	農林局	201	南島海岸	奈屋浦地区
南伊勢町	水産庁	202	南島海岸	通行力サラキ地区
南伊勢町	農林局	203	奈屋浦漁港海岸	(市町管)
南伊勢町	農林局	204	南島海岸	東宮地区
南伊勢町	農林局	205	南島海岸	河内地区
南伊勢町	港漁局	206	吉津港海岸	河内地区
南伊勢町	港漁局	207	吉津港海岸	村山地区
南伊勢町	港漁局	208	吉津港海岸	神前地区
南伊勢町	農林局	209	南島海岸	神前地区
南伊勢町	水産庁	210	南島海岸	方座浦地区
南伊勢町	水国局	211	方座浦海岸	(市町管)
南伊勢町	水国局	212	南島海岸	小方地区
南伊勢町	農林局	213	南島海岸	古和浦地区
南伊勢町	水産庁	214	古和浦海岸	(市町管)
南伊勢町	水国局	215	古和浦海岸	古和浦地区
南伊勢町	水国局	216	南島海岸	榑木地区
南伊勢町	水国局	217	南島海岸	榑木地区
大紀町	水国局	218	紀勢海岸	榑木地区
大紀町	水産庁	219	紀勢海岸	向井地区(県管)

- 凡 例
- 受益地域 (高潮による想定浸水区域)
 - 海拔0m地帯 (T.P. +1.0m以下)
 - 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
 - 既設の海岸保全施設の存在する区域
 - (堤) 堤防 (緩傾斜堤防を含む)
 - (護) 護岸 (緩傾斜護岸を含む)
 - (胸) 胸壁
 - (突) 突堤 (ヘッドランドを含む)
 - (離) 離岸堤
 - (リ) 潜堤・人工リーフ
 - (消) 消波堤 (消波工を含む)
 - (留) 砂留堤
 - (浜) 人工海浜
 - (X) 水門・樋門・陸閘・開門

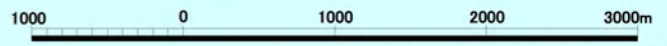
1000 0 1000 2000 3000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)



行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
大紀町	水国局	218	紀勢海岸	隼地区
大紀町	水産庁	219	錦漁港海岸	向井地区(堤管)
大紀町	水産庁	220	錦漁港海岸	大明神地区(堤管)
紀北町	農振局	221	長島海岸	野々瀬地区
紀北町	港湾局	222	長島海岸	呼崎名倉地区
紀北町	農振局	223	長島海岸	丸山地区
紀北町	港湾局	224	長島海岸	西長島地区
紀北町	港湾局	225	長島海岸	江の浦地区
紀北町	農振局	226	長島海岸	加田橋城地区
紀北町	農振局	227	長島海岸	横城大向地区
紀北町	農振局	228	長島海岸	大向地区
紀北町	港湾局	229	長島海岸	中ノ島地区
紀北町	農振局	230	長島海岸	藤防地区
紀北町	農振局	231	長島海岸	黒浜地区
紀北町	水産庁	232	海野漁港海岸	(市町管)
紀北町	農振局	233	長島海岸	名古地区
紀北町	農振局	234	長島海岸	比叡地区長島11
紀北町	水国局	235	紀伊長島海岸	海野地区
紀北町	水国局	236	紀伊長島海岸	浦津地区
紀北町	農振局	237	長島海岸	新田元谷地区
紀北町	農振局	238	長島海岸	豊浦(田尻)地区
紀北町	農振局	239	長島海岸	豊浦地区
紀北町	農振局	240	長島海岸	ひじもと地区
紀北町	水産庁	241	三浦漁港海岸	(市町管)
紀北町	農振局	242	海山海岸	平高地区
紀北町	水国局	243	海山海岸	白浦地区白浦東地先
紀北町	農振局	244	海山海岸	大須崎地区
紀北町	農振局	245	海山海岸	須崎地区
紀北町	水産庁	246	白浦漁港海岸	(市町管)
紀北町	水国局	247	海山海岸	白浦地区白浦西地先
紀北町	水国局	248	海山海岸	島勝浦地区
紀北町	水産庁	249	島勝漁港海岸	(市町管)
紀北町	農振局	250	海山海岸	天満地区
紀北町	農振局	251	海山海岸	和泉(島勝)地区
尾鷲市	水国局	252	尾鷲海岸	須賀利地区
尾鷲市	水産庁	253	須賀利漁港海岸	(市町管)
紀北町	農振局	254	海山海岸	原崎地区
紀北町	農振局	255	海山海岸	古里地区
紀北町	農振局	256	海山海岸	竹田地区
紀北町	農振局	257	海山海岸	寺倉地区
紀北町	水産庁	258	矢口漁港海岸	(市町管)
紀北町	水国局	259	海山海岸	引本浦地区

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海拔0m地帯 (T.P.+1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸閘・開門



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)

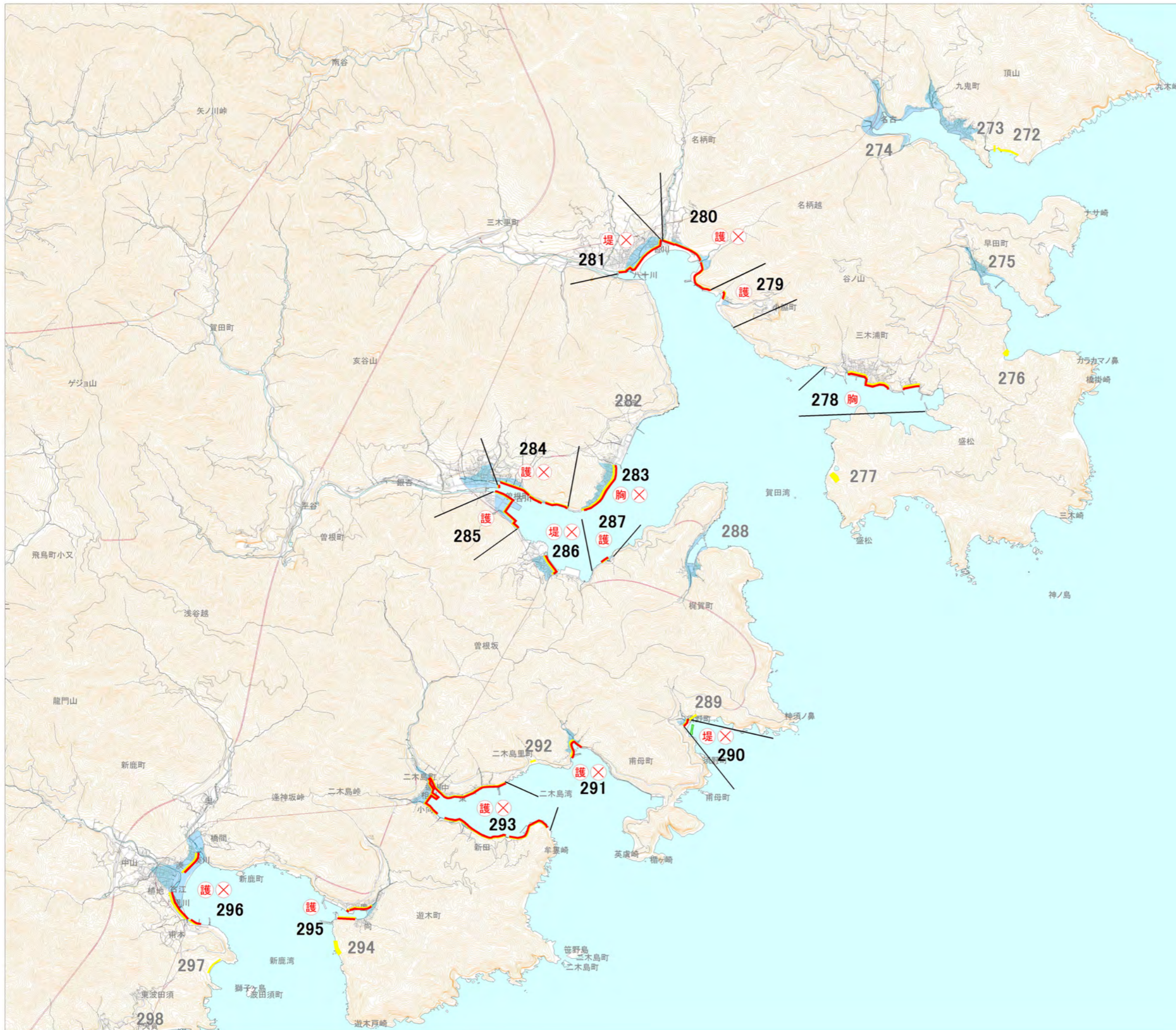


行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
紀北町	水国局	243	海山海岸	白浦地区白浦東地先
紀北町	農振局	244	海山海岸	大須崎地区
紀北町	農振局	245	海山海岸	須崎地区
紀北町	水産庁	246	白浦漁港海岸	(市町営)
紀北町	水国局	247	海山海岸	白浦地区白浦西地先
紀北町	水国局	248	海山海岸	島勝浦地区
紀北町	水産庁	249	島勝漁港海岸	(市町営)
紀北町	農振局	250	海山海岸	天満地区
紀北町	農振局	251	海山海岸	和具(島勝)地区
尾鷲市	水国局	252	尾鷲海岸	須賀利地区
尾鷲市	水産庁	253	須賀利漁港海岸	(市町営)
紀北町	農振局	254	海山海岸	原崎地区
紀北町	農振局	255	海山海岸	古里地区
紀北町	農振局	256	海山海岸	竹田地区
紀北町	農振局	257	海山海岸	寺着地区
紀北町	水産庁	258	矢口漁港海岸	(市町営)
紀北町	水国局	259	海山海岸	引本地区
紀北町	港湾局	260	引本港海岸	引本地区
紀北町	農振局	261	海山海岸	小山浦地区海山11
紀北町	水国局	262	海山海岸	小山浦地区
尾鷲市	港湾局	263	尾鷲港海岸	古里水池地区
尾鷲市	港湾局	264	尾鷲港海岸	港内地区
尾鷲市	港湾局	265	尾鷲港海岸	国市地区
尾鷲市	港湾局	266	尾鷲港海岸	向井地区
尾鷲市	水国局	267	尾鷲海岸	大曾根地区大曾根西地先
尾鷲市	水産庁	268	大曾根漁港海岸	(市町営)
尾鷲市	水国局	269	尾鷲海岸	大曾根地区大曾根東地先
尾鷲市	水国局	270	尾鷲海岸	行野浦地区
尾鷲市	水産庁	271	行野浦漁港海岸	(市町営)

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海拔0m地帯 (T.P.+1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸閘・閘門

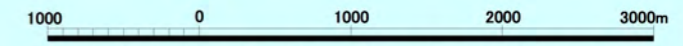


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)

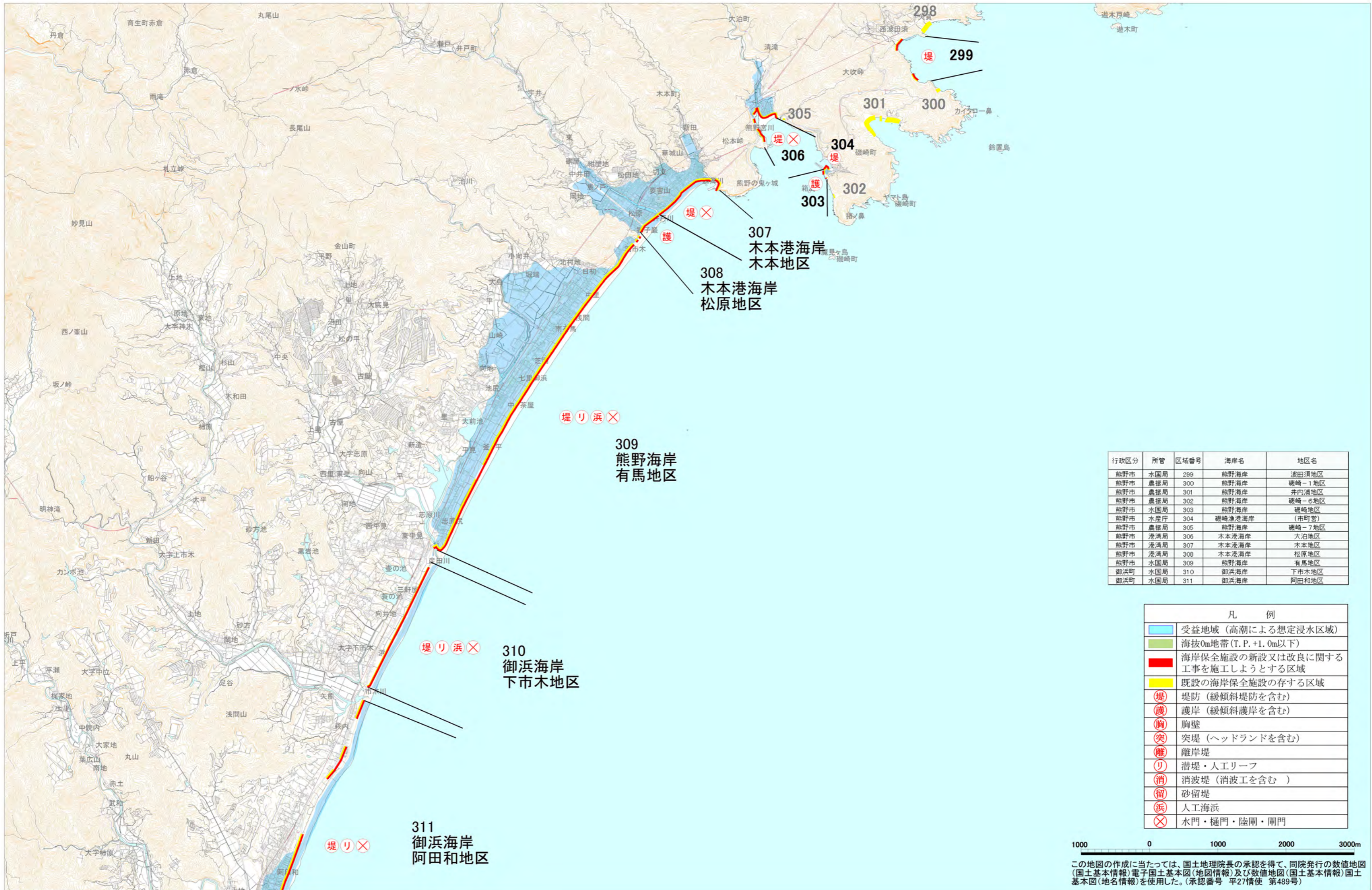


行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
尾鷲市	農振局	272	尾鷲海岸	九鬼地区
尾鷲市	農振局	273	尾鷲海岸	川向小口地区
尾鷲市	水産庁	274	九木漁港海岸	(市町営)
尾鷲市	水産庁	275	早田漁港海岸	(市町営)
尾鷲市	農振局	276	尾鷲海岸	大木名地区
尾鷲市	農振局	277	尾鷲海岸	戸九エビ地区
尾鷲市	水産庁	278	三木浦漁港海岸	(県営)
尾鷲市	港湾局	279	三木里漁港海岸	小脇地区
尾鷲市	港湾局	280	三木里漁港海岸	名柄地区
尾鷲市	港湾局	281	三木里漁港海岸	三木里地区
尾鷲市	水産庁	282	尾鷲海岸	古江地区
尾鷲市	水産庁	283	古江漁港海岸	(市町営)
尾鷲市	港湾局	284	賀田港海岸	賀田地区
尾鷲市	港湾局	285	賀田港海岸	曾根地区
尾鷲市	水産庁	286	曾根漁港海岸	(市町営)
尾鷲市	水産庁	287	尾鷲海岸	曾根地区
尾鷲市	水産庁	288	横賀漁港海岸	(市町営)
熊野市	農振局	289	熊野海岸	須野地区
熊野市	水産庁	290	熊野海岸	須野地区
熊野市	水産庁	291	南島漁港海岸	(市町営)
熊野市	農振局	292	熊野海岸	二木島地区
熊野市	港湾局	293	二木島海岸	二木島地区
熊野市	農振局	294	熊野海岸	遊木地区
熊野市	水産庁	295	遊木漁港海岸	(市町営)
熊野市	水産庁	296	新鹿漁港海岸	(市町営)
熊野市	農振局	297	熊野海岸	渡田須地区
熊野市	農振局	298	熊野海岸	矢賀地区

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海拔0m地帯 (T.P.+1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存在する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸閘・閘門



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)

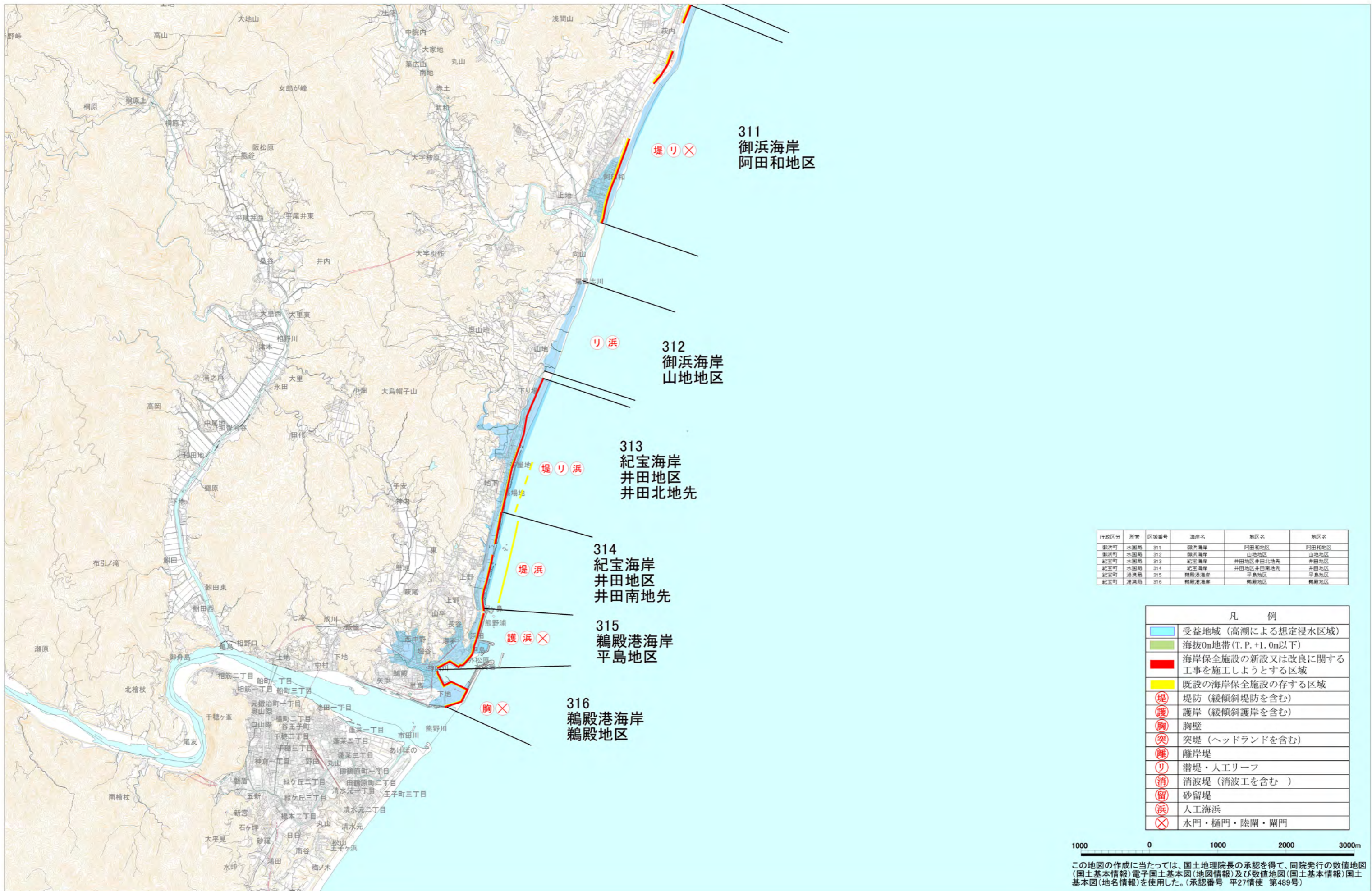


行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名
熊野市	水国局	299	熊野海岸	渡田須地区
熊野市	農振局	300	熊野海岸	磯崎-1地区
熊野市	農振局	301	熊野海岸	井内浦地区
熊野市	農振局	302	熊野海岸	磯崎-6地区
熊野市	水国局	303	熊野海岸	磯崎地区
熊野市	水産庁	304	磯崎漁港海岸	(市町営)
熊野市	農振局	305	熊野海岸	磯崎-7地区
熊野市	港湾局	306	木本港海岸	大泊地区
熊野市	港湾局	307	木本港海岸	木本地区
熊野市	港湾局	308	木本港海岸	松原地区
熊野市	水国局	309	熊野海岸	有馬地区
御浜町	水国局	310	御浜海岸	下市木地区
御浜町	水国局	311	御浜海岸	阿田和地区

凡 例	
	受益地域 (高潮による想定浸水区域)
	海拔0m地帯 (T.P. +1.0m以下)
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸閘・開門

1000 0 1000 2000 3000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 (国土基本情報) 電子国土基本図 (地図情報) 及び数値地図 (国土基本情報) 国土基本図 (地名情報) を使用した。(承認番号 平27情使 第489号)



311
御浜海岸
阿田和地区

堤リ

312
御浜海岸
山地地区

リ浜

313
紀宝海岸
井田地区
井田北地先

堤リ浜

314
紀宝海岸
井田地区
井田南地先

堤浜

315
鵜殿港海岸
平島地区

護浜

316
鵜殿港海岸
鵜殿地区

胸

行政区分	所管	区域番号	海岸名	地区名	地区名
駒波町	水国局	311	御浜海岸	阿田和地区	阿田和地区
駒波町	水国局	312	御浜海岸	山地地区	山地地区
紀宝町	水国局	313	紀宝海岸	井田地区井田北地先	井田地区
紀宝町	水国局	314	紀宝海岸	井田地区井田南地先	井田地区
紀宝町	津島局	315	鵜殿港海岸	平島地区	平島地区
紀宝町	津島局	316	鵜殿港海岸	鵜殿地区	鵜殿地区

凡 例	
	受益地域（高潮による想定浸水区域）
	海拔0m地帯（T.P.+1.0m以下）
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	砂留堤
	人工海浜
	水門・樋門・陸閘・閘門

1000 0 1000 2000 3000m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）及び数値地図（国土基本情報）国土基本図（地名情報）を使用した。（承認番号 平27情使 第489号）